

政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証の失効について

〔 平成 23 年 10 月 20 日
行政情報システム関係課長連絡会議了承 〕

ブリッジ認証局は、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」(平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承。平成20年9月30日改定)に基づき、下記のとおり相互認証を失効させる。

記

- 1 認証局名
四国電力株式会社のよんでん電子入札対応認証サービスに係る認証局
- 2 失効事由
認証業務の終了
(サービス廃止に伴う措置)
- 3 失効予定日
平成23年11月10日